令和6年度に、新たに住民税所得割非課税世帯になった皆さまへ

_{令和 6 年度}低所得者緊急支援給付金のご案内

- ※令和5年度に、住民税非課税世帯給付金や均等割のみ課税世帯給付金が支給対象だった世帯を除く
- 令和6年度に、新たに住民税が非課税・均等割のみ課税となった世帯 を対象に低所得者世帯の生活を支援するための新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、<u>手続きが必要</u>です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円 (基本給付) 児童1人当たり5万円 (加算給付)

給付金の支給時期

次の日から1か月以内が目安です。

- ・確認書(または申請書)を受理した日
- ※書類に不備などがある場合、さらに時間を要します

支給対象と申請の有無(基本給付:10万円)

支給対象となる世帯(基本給付)

基準日(令和6年6月3日)に輪之内町に住民登録があり、

「世帯全員の令和6年度住民税が新たに非課税な世帯」

「令和6年度住民税が新たに均等割のみ課税されている世帯」

- ※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。
- ※租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方は対象外です。
- ※令和5年度住民税が非課税だった世帯又は均等割のみ課税だった世帯(辞退、未申請世帯 も含む)は対象外です。

世帯の全ての方が、令和6年1月1日 以前から輪之内町にお住まいの場合

世帯の中に、<u>令和6年1月2日以降に</u> 転入した方がいる場合

給付金の対象と思われる世帯の方へ 次の書類が届きます

○確認書(返信が必要です)

返信期限:令和6年9月30日(月)

※消印有効

詳しくは裏面「IIへ

申請が必要です



申請期間:令和6年7月1日(月) ~令和6年10月31日(木)

※消印有効

提出先【輪之内町役場 福祉介護課】

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支給対象となる世帯(加算給付:5万円)

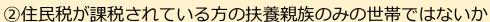
令和6年度に新たに住民税が非課税又は均等割のみ課税となった世帯のうち、 18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯には、 児童1人当たり5万円(加算給付)を支給します。

- ※18歳以下の児童:平成18年4月2日生まれ以降の児童(基準日以降に生まれた新生児も含む)
- ※基準日(令和6年6月3日)以降に出生した新生児がいる世帯は福祉介護課まで御連絡ください。
- ※基準日時点で輪之内町に住民票がある対象世帯で、その後他の市町村へ転出した後に出生した 新生児がいる世帯は、役場 福祉介護課まで御連絡ください。

給付金の支給手続き

- 世帯全員が令和6年6月3日以前から輪之内町にお住まいの場合 Т (令和6年6月4日以降に修正申告を行い対象となった世帯は要申請)
- 輪之内町から確認書が届きます。 中身を確認して役場 福祉介護課まで返信してください。

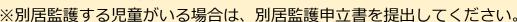
【確認事項】①記載された給付金振込口座番号に誤りがないか



- ③対象児童は全員扶養しており、生計を別にしている児童は含ま れていないか (加算給付)
- ・世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯
- ・別居監護する児童がいる世帯

Π

- ・基準日以降に生まれた児童がいる世帯
- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に 役場 福祉介護課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。 ※別居監護する児童がいる場合は、別居監護申立書を提出してください。

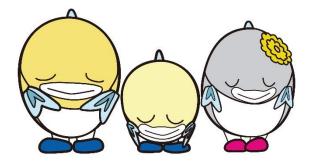








自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合 は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

輪之内町役場 福祉介護課



受付時間 平日8:30~17:15